

第 2 回太子町社会教育審議会議事録

日 時 平成 1 9 年 1 1 月 1 6 日(金) 午後 1 時 30 分

場 所 太子町立中央公民館 第 2 会議室

太子町教育委員会 社会教育課

第2回太子町社会教育審議会議事録

会議内容

1. 開会
2. 会長のあいさつ
3. 教育長あいさつ
4. 会議録署名委員の指名
5. 議題
 - 1) 社会教育課所管施設の管理運営のあり方について
 - 2) その他
7. 閉会

出席した委員	森田 文章	室井 美千博	瀧浦 権大
	富岡 暁美	廣岡 稔也	田中 孝生
	花谷 勝一	田中 俊英	首藤 季義
	科野 新一	今村 雅代	
	山本 令子	矢納 義弘	

欠席した委員	改発 久樹	長久 薫
--------	-------	------

説明員	教育長	圓尾 哲一	教育次長 塚原 二良
-----	-----	-------	------------

事務局員	社会教育課長 森田 眞一	係長 森田 まさ代
------	--------------	-----------

- 会長 あいさつ
- 教育長 あいさつ
- 事務局 委員の一部変更について報告いたします。老人会の推薦により委員に就任いたしました井上さんが病氣療養中のため退任の申し出があり、かわって矢納義弘さんに就任をいただきました。よろしくお願いします。
- 矢納委員 矢納です。このたび委員になりました。どうぞよろしくお願いします。
- 会長 本日の会議録署名委員を指名いたします。山本令子委員と田中俊英委員よろしくお願いします。この会議録は町のホームページを通して公表されますのでご承知下さい。

それでは、前回につづいて社会教育課所管施設の管理運営のありかたについて議題とします。事務局より事前に配布されていますこれまでの経過と委員意のまとめについて説明願ひ、質問等を受けながら進めさせてもらいたいと思います。

- 事務局 平成18年4月25日に「社会教育課所管施設の管理運営のあり方について」について、教育委員会から当審議会に諮問があり、その主旨の説明と指定管理制度に

について説明をさせていただきました。

平成18年8月23日には、社会教育課所管施設の管理運営状況および近隣施設の状況について各施設長より説明をさせていただきました。その時に委員の方からいただきました意見をまとめております。平成19年1月30日は、再度事務局の方より各施設の運営状況について補足説明をさせていただきました。その時いただいた意見を同じようにまとめてもらいました。

それから、平成19年7月5日に本年度第一回目の審議会を開催願いまして、近隣の民間委託を行っている館の状況について各施設長より報告させていただきました。その時いただいた意見をまとめております。

今回は、個々の施設についてご意見をいただきたいと思います。今後の予定としては、今年度中にもう一回の会議開催を予定しております。

○会長　それでは、中央公民館から順番に個々の施設について委員の意見をいただきたいと思いますが、中央公民館については事務局がまとめている今までの意見の他にありましたら地区公民館に対する意見と同時に述べてもらったらよろしいかと思います。

○田中（考）委員　現在の地区館職員の配置及び運営は同じ歩調でなされているか。

○事務局　地区館については、それぞれ嘱託館長を配置し、用務員については前年度までは嘱託職員でしたが、今年度より人件費の節減を図るということでシルバー人材センター派遣としております。これより一館で年間約70万円賃金が減じています。

資料で示している平成17年度決算では一館約580万円で運営されていますが、今年度は、おそらく520～530万円になると思います。

○花谷委員　嘱託館長は、週4日の勤務で地区館は週6日の開館です。その他の日は用務員だけになりますが大丈夫なのか。

○事務局　今のところ問題等は聞いておりません。

○廣岡委員　週6日の開館で一日でも利用者の無い日はあるのか。

○事務局　自主事業の無い日はありますが、貸館で利用がありますからまったく利用の無い日は少ないと思います。

○廣岡委員　たちばな大学は中央公民館の主催事業であるが、職員が主導で運営されているのか、また、中央公民館と地区館の関係はどうなっているのか。

○事務局　たちばな大学は、中央公民館が運営しており、運営にあたっては学生から委員に何人か出てもらい職員と一体になって当たってもらっています。

また、中央公民館と地区館の関係については、中央公民館が各地区館を所管しており運営について指導監督しています。

○田中（俊）委員　地区館にどういう役割を持たせて運営していくのがよいのかということ委員の中で整理しておかないとまとまらないのではないかと。また、県下の公民館の運営形態はどうでしたか。

○事務局　地区公民館はそれぞれの地域の社会教育の拠点となる施設であり、文化活動や地域づくりをはじめ学習活動を支援していく役目があります。そのような運営がなされることを理想としています。

現在県下の公民館の管理運営の状況は公立の公民館が359館あり、その内指定管

理者制度になっていますのが播磨町の中央公民館と、このたび加古川市は１２館ある内の別府公民館が運営委員会を組織して、非公募で委託されたようです。この２館のみであります。全国的にみても公民館の民間委託というのは非常に少ないと聞いております。

- 田中（俊）委員　加古川市は中央公民館ではないのですか。
- 事務局　人口規模が違いますが、当町でいうところの地区公民館にあたります。
- 瀧浦委員　地区公民館を貸館を主とするコミセン的な運営方法とするのであれば、その地域の自治会長さんが責任者になってできると思いますが、それだって中央公民館で総括的なことをやらないとそれぞれ思うようにやりなさいでは、町として統制がとれなくなる。全体を考えたら現在の方法が一番いいと思う。民間委託でないとだめだといわれるのなら統括する中央公民館だけは直営でやる。そうしないとバラバラになってしまい、地域間の差や施設の管理面で問題が生じると思う。
- 事務局　以前富士原委員が自治会代表でこの委員会で述べられているように当時行政の方から地域の自治会を地区公民館の指定管理者として指定して管理運営をやってもらおうとした経緯がありますが、自治会としては難しいということがありまして、話が途中で切れておりました。そこで新たにこの審議会で他の施設も入れて全体で検討をしてもらっています。民間委託のメリットは、当初に説明させてもらったように経費の節減と専門性を生かしたサービスの向上の二点が上げられます。太子町の地区館では、どうなのかと考えてもらうとよいと思います。
- 会長　中央公民館について出されている意見が地区館にもあてはまると思いますが、地区館について特に意見があるようでしたら述べて下さい。
- 廣岡委員　民間委託した播磨町の場合は、利用時間の延長と休館日の減がなされている。私は民間委託することには賛成出来ないが、今の中央公民館の運営のあり方について見直しをする必要がある。地区館については従来どおりの嘱託館長でやっていけば経費面では民間委託しても変わらないのでこの形態でよいと思うが、運営の内容について社会教育課がもう少しサポートしてやらないと今はマンネリ化してしまっている。高齢化社会を迎えてもう少し高齢者の方に意欲的に学習に取り組んでもらえるような手法を取り入れてほしい。ですから、今までどおりの管理運営のあり方でよいが社会教育全体についてのあり方をもう一度見直してもらいたい。そういうところから休館日の減とか、時間の延長の問題をクリアしてほしいと思います。
- 事務局　現在、中央公民館の休館日は年末年始のみでありまして利用時間も夜の１０時まで可能としておりますので、播磨町の民間委託により改善された分よりまだ利用の利便性は高いものがあります。それと、公民館は戦争での反省にたって住民の自らの学習や自由にものが言える場として特定の政治・宗教活動を遠ざけた場所として自立性・中立性を重要視した運営を行うことを理想としてきました。

例えば、公民館運営審議委員会委員はかならず置かなければならないとされておりまして。そして、公民館長を任命するときは、この委員会の意見を聞かなければならないことになっており、運営の中立性を確保しようとするものでした。その後、法が改正され現在は教育長の推薦により教育委員会が任命するようになっています。その

他社会教育法によりさまざまな規制をもうけて、公民館の健全な運営を担保しております。ですから以前から委員それぞれの意見としてでております、民営にはなじまない施設であるというのは、そういう意味も入っておっしゃっているのだと理解しております。

- 科野委員 町が社会教育をどういようにとらえ位置付けをおこなっているかということですね、住民が地域を活性化させたり、地域のコミュニティづくりを考えたりする場として公民館にすぐれた人材を配置して活性化させていく。それには社会教育を大事にしていこうとする町の一貫した姿勢がなければならないと思います。
- 廣岡委員 町の人材登録活用はどうなっていますか。
- 事務局 登録制度を作り、ひきつづいて募集を行っています。
- 廣岡委員 人材バンクをうまく利用して、中央公民館なり地区館なりの運営に活用していくことを考えればもう少し活発に動くのではないかと思います。
- 花谷委員 人材活用についてはなかなか手を上げる人が少ないのです。公民館を民間委託してしまうのでなく、公民館がアンテナを立てて地域にどんな人がいるか、どういう分野に秀でた人がいるだろうかというアンテナを公民館は立てていないとだめだ、そしてそういう人にコンタクトをとって協力を求めていくようでない、バンクに登録してくれといっても書いて出される人は限られた人である。こういうことは行政直営でなかったら出来ないと思う。
- 科野委員 私もこの間から社会教育法などもみておりますが、やはり公民館は行政直営でなければならないと思います。人材はこの世界で一番大事なことであり、それを育てたり見守ったり、またアンテナを立てていくのが行政の大事なことです。
- 廣岡委員 公運審は無くなったけれど、公民館運営委員会的なものを置いて館長を補佐していけばいいのではないかと、報酬などは考えずに。
- 科野委員 実感的には中央公民館はものすごく繁盛していると思います。部屋を借りようとしても空いていない、いわゆる貸館的には非常に利用されている。しかし、これも問題があって一つの講座が一年間その部屋を取ってしまうというような形であって、一般の人が何か使用したいとしたときに借れない。中身が町民の皆さんに開かれたものになっているのかという問題がある。
- 瀧浦委員 中央公民館にしても地区公民館にしても職員が持っている力はどうなのかということをよく考えて配置してもらわないと、ただ文書で決められた最低限のことだけこなしていればよいということではなく、幅広く出来るだけたくさんの方に学んでもらうにはどうしたらよいのか常に考えられ、そういったことにたけた人を選んで配置していくということが行政の仕事であり、人材を選ぶときに気を配ってもらいたい。
- 矢納委員 今までの各委員の意見で出ていますが、公民館設置の目的からして営業ではないのですから、サービスの向上が民間だからできるというようにはならないですから、管理運営形態は現状のままでいい、中身をしっかりとやってもらうのがよいと思う。
- 富岡委員 地区館の職員体制はどうなっていますか。
- 事務局 嘱託職員の館長とシルバー人材センター派遣の用務員です。

- 山本委員 難しいことですので皆さんの意見を聞かせていただきながら勉強させてもらっておりますが、地区館も含めて今まで利用の不便を感じたことはないように思います。
- 首藤委員 私は老人会の事業の関係で4つの地区公民館を、年2回ほど健康講座を担当しながら回りますが、公民館の入り口の敷居が高く地区の方が入りにくいような感じを受けます。県の公運審の会議に行ってもそういうような意見も聞きます。社会教育の拠点として活動しようとする意欲は大事なんです、ちょっと一般利用者意識から離れているところがあるように思います。もっとざっくばらんに入れるような状況にならないかとも思います。石海公民館で一講座今年度持っているのですが、やるたびに新しい方が参加されています。もし私がもう少し若かったら公民館の運営に直接たずさわりたいと思います。そういう方が地区にたくさんいらしゃるのではないかと思います。
- 室井委員 地区館についても中央公民館で述べられている各委員の意見がそのままあてはまると思います。行政の大きな課題としての生涯学習の推進をささえる社会教育施設ということで、それぞれの館の必要性和地区館の役目は大きいものがあり、委託によるコミセン化は避けなければならないと考えます。
- 田中（俊）委員 地区公民館については、大体意見が出つくしたと思います。今の体制の中でいかに活性化させ、よりよい運営を行うかが大事であります。
- 瀧浦委員 私も同様です。私も公運審委員をしておりました時、利用状態についてよく検討したことを思い出しますが、わずかの人数で大きな部屋を毎週専用されては他に使用したいサークルなりクラブが使用出来ない。民間委託を検討するよりできるだけ幅広く多くの人に学習の場として利用していただけるようにしていくことが大事です。
- 花谷委員 基本的には地区館・中央公民館とも町直営でやるべきであると思います。
- 廣岡委員 公民館は民間委託にはなじまない施設である。ただ、中央公民館については運営のあり方を規則等の見直しを検討して活性化をする必要がある。また、各地区館においては同じことをやるのではなく、それぞれ特色を持った運営を考えてもらいたいと思います。
- 会長 ありがとうございます。大体皆さんの意見が出つくしたように思いますので、公民館についてはこれで終わります。次は、文化会館について意見を賜りたいと思います。
- 広岡委員 文化会館は職員何人で運営しているのですか。
- 事務局 正規職員は、館長を含めて4名です。その内1名は技術員です。館設備の保守と機材の管理及び舞台操作補助業務を行っています。
- 廣岡委員 照明とか舞台操作はどのようになされているのか。
- 事務局 業者委託です。年間310人の派遣を委託しております。
- 科野委員 使用する者が会館の機材の操作をすることはできないのか。
- 事務局 音響・照明設備等の機器は精密な物であり、また非常に高価なものですし、操作には技術を要しますから、無理です。ただ主催者がオペレーターとしてプロを入

れてくる場合があります。その場合は会館専属のオペレーターに機器の操作説明や機材の管理をさせています。

- 今村委員　ピアノの調律は使用者がするようになっているが、かならずしなければならないのか。
- 事務局　ピッチを変更する場合は、主催者でお願いしています。そうでない場合は、主催者と話し合い、年何回かの会館での調律だけでよければその必要はないことにしています。
- 会長　あまり時間がありませんので、本題に戻してもらいます。
- 廣岡委員　こういう施設を実際受託して運営するところがあるのかという問題がある。姫路市とか、たつの市は財団が指定管理者として、そのまま横滑りしているのだが、太子町の場合は財団運営でないしそういう組織も見当たらない。
- 会長　審議会としては、今回は受託者については考えないことにして、それぞれの施設について社会教育を振興させるという立場から民間委託してもよいか、どうか、また、委託することによりサービスの向上や経費の節減に大きくつながるものかを判断基準にしてもらったと思います。
- 廣岡委員　文化会館館長は、現在図書館と歴史資料館の館長も兼務しているが、もし貸館業務だけを民間委託するとするならどうなるのかな。
- 田中（俊）委員　具体的な方向が見えないと意見が出しにくいのだが、県下４８施設で六割近いところが指定管理者制度に移行している。それには、何らかのメリットがあつてのことだとすれば、当町もそれを目指してどのように体制を作っていくのか、例えば現在の文化振興協会を財団化できるような方向にもって行くことも考えられる。高額なイベントもあるし専門性の高いようなこともあるので、なかなか難しいと思われるが。
- 事務局　確かに指定管理者制度に移行しているところが多いですが、前にも説明しておりますように財団運営を行ってきた施設は法が定めた平成１８年９月までに指定管理者に移行させなければならないということがありまして、財団がそのまま指定管理者に移行したためであります。
- 田中（俊）委員　今まで直営で運営していたところが新たに財団化して指定管理者にしたところはないですか。
- 事務局　今のところは県下ではないと思います。財団を設立するには基本金を積む必要がありますが、法律が改正されてからは、その必要のない団体とか株式会社とかＮＰＯ法人でも受託が可能となっています。
- 瀧浦委員　会館の自主事業にしてみても音感教育に重点をおこうとするのか、あるいは娯楽中心に興行的なものに重点をおこうとするのか、考え方によって異なってくる。もし民間委託して営利を目的としたら今の状況とはかなり中身が変わってくるだろう。それでは、太子町の文化会館という名前が死んでしまうのではないかと気になる、本当に町民の文化の振興、あるいは少年少女の音感教育にも大いに活用してもらおうというのなら、先ほどのピアノの使用料の問題ではないができるだけいいものに触れたり、自分の体で感じてもらうということに重点をおいた運営をやっていくべきであり、町

としてはっきりさせておくべきだと思います。

- 事務局 会館の事業として大きく分けて二つあります。一つは貸館事業と一つは自主事業として地域文化振興の目的で町が主催して行います文化事業の実施です。この自主事業はプロを招聘して舞台芸術とか音楽コンサートを行うだけでなく、地域の文化振興という会館の目的を達成するために、いろんなことを実施いたします。現在はあすかホール文化振興協会に委託して効果のあがる事業内容で企画、実施いただいていると考えています。

- 瀧浦委員 私はあすかホール文化振興協会の役員をやっているので少し説明させていただきますと、できるだけ町民の幅広い方々に参加していただけるような事業を重点に考えるということで、ジャンル・年代層をも考えながら事業を企画しております。営利だけを目的とするのだったら内容も変わってくると思います。

- 花谷委員 民間委託になりますとやはりペイしなきゃだめなので、人件費だけでなしに事業としてペイさせるためには事業の内容が収益性のあるものに偏りはしないかという恐れがあります。

入場者が少ないからやめておこうというようになると問題があります。文化会館の貸館事業は委託して、自主事業は振興協会が行政とタイアップして実施するということも考えられます。

- 田中（俊）委員 貸館事業と自主事業を分けることにより無駄が起きることはないですか。

- 事務局 多少あるかもしれません。例えば、チケットの販売において委託業者に手数料を払うようになるかもしれません。

- 瀧浦委員 技術者が現在おりますが、技術者は貸館の方と自主事業との関係でどうなるのでしょうか。

- 田中（俊）委員 貸館事業と自主事業を分けて考えるというのは難しいところがあります。

- 事務局 たつの市赤とんぼ文化ホールの場合、オペレーターは一人派遣で常駐しています。そして、教育委員会の職員がそのままの身分でホールの方に席をおいて財団職員といっしょになって運営をしております。形としてはあまりよくないと思いますが、こういう運営の方法も考えられます。

- 首藤委員 言葉は悪いかもしれませんが、そういう方法もよいかも知れません。

- 田中（俊）委員 加西市が民間委託をおこなっていますが、やはり太子町としての方向性を見失なわないようにすることが大事です。業者はやはり自分達の手の中で動かしていく。

太子町の場合、経費の節減を図るため人数を必要とする事業には図書館等他の施設の応援協力+を求め、一体的に運営していくのがよいと思う。

- 瀧浦委員 あすかホールの規模からしても、民間に委託したからといって経費があまり安くなるとは思われない。

- 花谷委員 貸館部分を民間に委託した場合、経費がどれだけ抑えられるかということだと思う。

- 廣岡委員 現在自主事業費として千四百万円支出しているが、この額を文化関係に使用する場合の使用料の減免に当てればもっと利用が伸びると思うがどうであろう。
- 事務局 自主事業としていままでプロを招いて色んな事業をやってきましたが、例えば、クラシック音楽など生で演奏を聴いたり見たりできなかった人が身近にふれて感動されたり、自分もやってみたいとか、そういったものが広がっていく、そして町が文化的になることの一つの刺激になる。こうしたことが考えられます。それらを一切やらないで貸館だけで発表会のみをやっていたのでは高まりがあまり期待できない。やはりプロから得られる感動とか刺激は文化振興には大切であると考えられますが、どうでしょうか。
- 花谷委員 貸館業務だけ民間に委託して、自主事業については行政と振興協会で話し合って実施するというのは非常に難しい。受手がないと思います。行革での経費節減ということについては、文化会館が町民の皆さんの文化活動の拠点であるとするなら、中央公民館あるいは地区館と同じように直営で運営させるを得ないのではないかと、図書館や歴史資料館も含めて。
- 事務局 行政改革の中で今後１０年間で職員を実質４０名削減をする計画を立てています。詳しくは教育委員会部局で平成１６年度には７３名いた職員を平成２６年には４５名に、１０年間で２８名の職員を減させることになっています。これには各施設の民間委託による職員減が織り込まれているのです。
- 科野委員 教育委員会関係だけでなぜこんだけの減員を行うのか。
- 首藤委員 民間委託をしようという発想が生まれてくる原因は人件費が削減できる方法として出てきている。役場の建物の中で作業をしている人を民間委託する訳にはいかないのでしょうか。人件費を減らす方法は三人いるところを二人にして一人を嘱託に変えとか、まるまる委託するのではなくそういう方法があるのではないかと思います。例えば、体育館には一人職員がいて残りは嘱託とかアルバイトで運営するというようなことは出来ないものかと思うのです。
- 今村委員 そういう人材が掘りおこせば出てくるのではないかと思います、それこそ人材バンクとかで有償のボランティアの活用なんかも考えられませんかでしょうか。
- 会長 委託をしないで町直営でやって正職の数を減らしていく、その分嘱託とかアルバイトで補充するような方法でやればどうかというご意見ですね。他に特に意見もないようですので、次に図書館について意見を求めます。
- 田中（俊）委員 前回の説明で播磨町は株式会社図書館流通センターに委託して休館日の減とか開館時間の延長のメリットがあるように書いてありましたが、どうなのでしょう。
- 花谷委員 太子町の規模だったら司書資格を持った人は一人おればいいのでしょうか。
- 事務局 現在の職員は嘱託職員も含めて全て資格者を配置しております。資格者でないと駄目ということはありませんが、図書館としてのサービスの質の面からも専門職を配置しています。
- 室井委員 図書館の場合は、数字だけでない面がありますので、私は今の図書館はいいと思っています。ただこれらのことが民間では出来ないといえそうでないかもし

れませんが、今までの運営で折角よいものが出来ているのに何とかこのまま続けてもらいたいと思っています。それと、図書館を学習の場として提供してほしいという声がありますが、ちょうど私は今学校図書館の担当をしまして、学習の場としての図書館という位置付けもやっていますが、公共図書館の場合はそうではない。そういうことをしている館とは全然雰囲気が違う。今の運営は素晴らしいと思います。

- 会長 民間委託してもこの状況が変わらなければよいということでしょうか。
- 室井委員 いいえ、数字がレベルではないということです。例えば、マンガを置けばいいという声も聞くのですが、マンガで理解するのと本を読んで理解するのとは違います。本当にものを考えるというのとでは大きく違ったものがありますので私は民間委託には慎重でなければならないと思います。
- 瀧浦委員 民間委託になって、皆から受けのいい書物だけを購入して偏ったことになってこまりますが、これらのことに充分歯止めが出来るのであれば民間委託も可能だと思います。
- 田中（俊）委員 実際には難しいでしょうね。
- 科野委員 太子町で誉れるものがあるかと言われれば私は図書館だと答えているのです。それだけ素晴らしい図書館だと思っています。しかし、経費の節減とかサービスの向上からの指定管理者制度への移行ということからの討議ですから、それなら嘱託職員等の導入によって正職員数を抑えてでも人件費の減を考えて今までどおり直営で行っていくべきだと考えます。なぜ民間委託を考えなければならないのか理解できないのです。
- 花谷委員 データ化して貸出し事務を合理化するのもいいのですが、それだけではない。図書館に行って自分の興味のある本だけでなしに職員からいろいろな本を薦めたり、新しい本を紹介されたりすること、あるいは偏らないこと。今までの太子の図書館として積み上げられたものは民間にまかせてしまってよいものか、大事にしなければいかんのではないかと思います。
- 会長 図書館についての皆さんの意見は大体出ましたでしょうか。それでは、次に歴史資料館について意見ををお願いします。
- 花谷委員 私は外部からこられたお客さんにはかならず紹介するのです。太子町の歴史をわかってもらうのにあのラセン階段を上ってもらって説明しています。また、展示にしても学芸員の説明にしても民間委託は考えられません。文化会館、図書館、歴史資料館については同じことです。
- 会長 他にご意見ありませんか。
次、体育館について意見を求めます。
- 廣岡委員 体育館の主催事業は、スポーツ教室・町民体育大会でしたね。
- 田中（俊）委員 体育協会の事務局もやっています。ですから協会関係の事業についても準備も体育館職員が行っています。主なものは事業計画の立案・実施です。前回の審議委員会での話しでも貸館業務は町職員でなくともやれるのではないかという意見が多かったと思いますが、体育協会の関係の事業とか、教育委員会関係の事業とかは、職員の方で立案していかないと難しいと思います。

- 花谷委員 体育協会の事務局として、協会の事業の立案実施には協会の人でも当然入るでしょ、我々、文化協会の事業をやるときは、公民館の職員一人とあとは協会の人間が全部やるようにしていますから体育協会も常時職員がいなくてもやれることもあるでしょ。
- 田中（俊）委員 実施しています。その日に関しては、協会のそれぞれ種目別の役員がいますからできます。事業を計画して準備するまでの間が事務局の大きな仕事になります。
- 花谷委員 文化協会の方は、そういうこともほとんど我々協会です。事務局は外部から問い合わせがあったときの返事だけをするのです。そのために、協会の中に事務局を持って役員もおいて40グループの部長もおりますから協会の事務局長が全部把握してやっております。そういうように体育協会もシステム変更すれば独自に運営できるのでないでしょうか。
- 廣岡委員 やはり補助金を受けている団体は、その活動において行政におんぶされるのではなく、自ら運営していく時代が来ているのでないでしょうか。
- 事務局 行政の方も各種団体においては、自らの運営を促していくように方針が出ておりまして、そのように指導を行ってきておるのですが、急に手を離してしまいますと組織そのものが、維持できなくなる団体も中にはありまして、一変には進んでおりません。しかし、そうあってもらいたいのです。
- 田中（俊）委員 勿論それぞれの種目の運営はそれぞれの団体で行っているのですが、それをまとめてやっているのが体育館です。しかし、これは町職員でなくてもよいかもしれません。貸館業務・受付業務そういうものは、現在、陸上競技場もシルバー人材センターとか嘱託職員がやっていますが、教室とかの事業は難しいのでないでしょうか。体育協会だけのことならできるかもしれません。しかし、町民の体力づくりとか、スポーツ振興とか、スポーツ教室は体育協会とは違ったものですから。
- 事務局 県下の状況ではスポーツ振興事業団とか、スポーツ協会とかの財団が指定管理者となって受託しています。民間が受託者となっているのは明石市・三木市・加西市です。町では播磨町が民間団体のスポーツ21はりまが受託しています。これらは体育館・グラウンド・テニスコートも含めて受託しています。
- 田中（俊）委員 太子町の場合は、施設の維持管理というものは難しい。町が直接維持管理していかないと老朽化の話もありますし、競技場にしても大変なんですから。
- 花谷委員 太子町の場合スポーツ21を地区に割り当てているが、これをもう少し全体で考えて育てておけばよかったのではないかと、県からの補助金が五年間で出なくなってしまう後は運営が難しくなってくる。
- 教育長 町一本で組織することは、県は許可しなかったのです。各小学校単位で組織することが基本だったのです。
- 花谷委員 私はその当時連盟のようなものを作ればどうかと意見を述べたのですが。
- 田中（俊）委員 クラブ21協議会は西播磨には組織されています。太子町もまだ不完全ですが協議会もそのような方向で動いております。
- 廣岡委員 体育協会とは別なんですか。

- 田中（俊）委員 体育協会とは別の組織です。利用者がお金を出し合ってクラブを経営しようというのがクラブ21の発想ですから、利用料や参加料を上げていかなないと運営できなくなることが問題になってきています。また、入会すればいろんなスポーツができますと言っても専門性のあるスポーツについては、その種目しかできない、しないという人が多いのです。だから、ニュースポーツとか、子供といっしょに楽しむドッチボールとかそういうことをやっていかなないとクラブが成り立たなくなってくる。バレーボール、野球等専門性の高い種目がそのまま加入していますからなかなかうまくいかないのです。多くの人には多種目に参加できますよといっても関係ないのです。専門性の高い種目については太子町の場合、体育協会がしっかりありますから。
- 会長 体育館については以前に出ていた意見や只今の意見から、貸館業務については民間委託してもよいということではよろしいか、また、陸上競技場・テニスコート・グラウンドについても、体育館業務として同じように考えてよろしいでしょうか。
- 委員 全員、それでよいと思います。
- 事務局 各施設について委員の意見がそれぞれ出されましたので、これを基本に答申案を会長さん、副会長さんと相談させていただき事務局として作成いたしますので、今年度中にもう一度審議会を開催していただき、正式な答申書を調整していただきたいと考えています。
- 会長 今回は答申案ができあがってその字句修正というように事務局の説明があったのですが、それまでに各委員のご意見をもう一度お伺いしたうえで、答申文を作成しなければならぬというように思ったりします。本日は時間もせまっておりますのでこれで終わらせていただきますが、これらも審議委員会の答申が本当に皆さんのものになるようにできればと願っております。
- 本日はありがとうございました。

太子町社会教育審議会規則第4条の規定に基づき、ここに署名する。

平成19年/2月/〆日

委員

田中俊英



委員

山本令子

